

宇都宮市新産業創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する宇都宮市新産業創出支援事業補助金(以下「補助金」という。)については、宇都宮市補助金等交付規則(昭和41年規則第22号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 新商品等 一般に普及していない革新的な製品、サービス及び技術をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の者であって事業を営むものをいう。
- (4) 事業所 営利を目的とする事業の用に供する施設をいう。
- (5) 宇都宮市リーディング企業 宇都宮市リーディング企業支援事業に基づいて認定を受けた企業をいう。

(目的)

第3条 この要綱は、新産業分野のうち次世代モビリティ分野、環境・エネルギー分野、医療・健康福祉分野又は農業分野などにおける中小企業者等の革新的な技術・アイデアを新商品等として実現する際の「研究開発に要する経費」の一部を補助することにより、イノベーションを促進し、もって本市における新たな産業の創出を図ることを目的とする。

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、中小企業者が行う新技術又は新商品の研究開発の初期検証段階(フェーズⅠ)又は市場投入段階(フェーズⅡ)に係る事業であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次世代モビリティ分野、環境・エネルギー分野、医療・健康福祉分野又は農業分野において、新商品等を開発し、市場に投入するために必要な調査、試験、試作等の研究開発に係る事業であること。
ただし、宇都宮市リーディング企業においては、産業分野を限定しない。
- (2) 研究開発に要する期間が交付決定日から、初期検証段階(フェーズⅠ)は2年以内、市場投入段階(フェーズⅡ)は1年以内に終了し、かつ、その開発の成果が新商品等として市場に投入されることが期待できる事業であること。
- (3) 補助事業の実施に際して、事業の主たる部分を第三者に委託(外注)するものでない事業であること。
- (4) 単なる既存の商品の品質向上、能率向上のための研究活動ではない事業であること。
- (5) 公序良俗に反しない事業であること。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費の種類は、別表第1のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内の額とし、初期検証段階（フェーズⅠ）、市場投入段階（フェーズⅡ）につき、それぞれ200万円を限度とする。

3 補助金の額について、算出した金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 補助金の交付は、一の年度において一の補助対象者につき、1件に限る。

（補助対象者）

第6条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

(1) 宇都宮市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者等

(2) 大企業者が実質的な経営に参画していない者であって、参画予定もない者、ただし、宇都宮市リーディング企業はこの限りではない

(3) 補助事業に対して、重複して他の機関から同様の助成を受けていない者であって、その予定もない者

(4) 市税を滞納していない者

(5) 宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条の規定に該当しない者

2 補助金の交付を受けようとする者が補助金の交付を申請するに当たっては、あらかじめ、補助対象者として市長の指定を受けなければならない。

（指定の申請）

第7条 前条第2項の指定を受けようとする者（以下「申請人」という。）は、別記様式第1号による交付指定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 法人の登記事項証明書

(2) 会社案内若しくはそれに類するもの

(3) 事業計画書（参考様式1）又は自社で作成した研究開発等計画書

(4) 法令順守宣誓書（別記様式第2号）

(5) 宇都宮市リーディング企業の場合、その認定通知書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

（指定の審査及び決定）

第8条 市長は、前条の交付指定申請書の提出があったときは、事業計画書等による審査を行い、適当又は不適当と認められるものについて、補助対象者として指定又は不指定の決定をするものとする。

2 市長は、前項の指定又は不指定を決定したときは、速やかに別記様式第3号による交付対象指定（不指定）決定通知書により、申請人に通知するものとする。

（交付の申請）

第9条 前条第2項の規定により交付対象指定の通知を受けた者は、速やかに、別記様式第4号による交付申請書を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第10条 市長は、前条の規定により提出された交付申請書について、適正なものであると認め

られるときはこれを受け付けるものとする。

2 市長は、受け付けた交付申請書について審査し、適正であると認められるときは補助金の交付を決定するものとする。

3 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金の交付を受けようとする者に対して、別記様式第5号による交付決定通知書により通知するものとする。

(指定の取消し)

第11条 市長は、第8条第1項の指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき

(3) その他市長が不適當であると認めるとき

(実績報告)

第12条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業が完了したとき、別記様式第6号による補助事業実績報告書を別表第2の添付書類とともに、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により提出された補助事業実績報告書について、記載漏れ、表示の錯誤及び添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認められた場合にはこれを受け付けるものとする。

2 市長は、受け付けた補助事業実績報告書について審査し、適正であると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第7号による補助金確定通知書により通知するものとする。

(交付請求)

第14条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、別記様式第8号による補助金交付請求書を市長が定める日までに市長に提出するものとする。

(財産の処分の制限を受ける期間)

第15条 規則第20条第1項に規定する市長が定める期間は、補助事業が完了した日から3年とする。

(宇都宮市新産業創出支援事業補助金審査委員会)

第16条 第8条第1項の審査をするため、宇都宮市新産業創出支援事業補助金審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(文書の様式)

第17条 この要綱に定める申請書等の様式は、別表第3に掲げるところによるものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。
- 4 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

別表第1（第5条関連）

区分	対象経費の種類	初期検証段階 (フェーズⅠ)	市場投入段階 (フェーズⅡ)
設備費	機械装置・工具器具の購入，製造，改良，据付，借用等に要する経費（汎用性の高いものや量産が目的のものは除く。）	○	○
原材料費	材料の購入に要する経費（鋼材，機械部品，電気部品，化学薬品，試験用部品等。量産に使用するものは除く。）	○	○
外注費	製造，改良，加工，試験分析，設計，実験，デザイン，技術コンサルタント，システム開発に要する経費（委託先の設備費は除く。）	○	○
共同研究費	大学等・公設試験研究機関との共同研究契約（委託研究契約，奨励寄付等を含む）に基づく研究費	○	○
開発費 （ソフトウェア開発に限る）	研究開発に直接従事する者の直接作業時間に対し支払われる経費（医療・健康福祉分野，農業分野において，ICT を活用した生産性向上，省力化を図る場合に限る。）	○	○
産業財産権関係費	特許等を他の事業者から譲渡または実施承諾を受ける場合の経費	○	○
フィジビリティスタディ調査費	開発した製品・技術の市場性や，採算性，実現可能性についての委託外注調査に要する経費	○	×
認証等取得費	企業または製品の認証・規格への適合等に要する経費	○	○
販路開拓費	展示会出展等，開発した製品等の販路開拓に要する経費	×	○

別表第2（第12条関連）

区分	添付書類	
設備費，原材料費	ア 支払領収書又はこれに代わるもの	
外注費，フィジビリティスタディ調査費，認証等取得費，販路開拓費	ア 業務委託契約書の写し イ 支払領収書又はこれに代わるもの	
共同研究費	委託研究契約	ア 委託研究契約書の写し イ 支払領収書又はこれに代わるもの
	奨励寄付金	ア 奨励寄付金等申込書の写し イ 奨励寄付金等受領書又はこれに代わるもの
開発費 （ソフトウェア開発に限る）	ア 事業従事者の時間給額算出表 イ 給与台帳又は給与明細の写し ウ 出勤簿，就業規則，給与規定等の人件費の算出根拠が分かる書類 エ 法定福利費の算出根拠が分かる書類 オ 業務日誌（参考様式2又は自社で作成した業務日誌） カ 給与支払額が分かる書類の写し（銀行振込受領書等）	
産業財産権関係費	特許等を他の事業者から譲渡または実施承諾を受ける場合	ア 特許権譲渡契約書，特許権利用承諾書等の写し イ 特許権の譲渡・利用等の経費の支払領収書又はこれに代わるもの

別表第3（第17条関連）

様式番号	名称	根拠条文
様式第1号	交付指定申請書	本要綱第7条
様式第2号	法令順守宣誓書	本要綱第7条
様式第3号	交付対象指定（不指定）決定通知書	本要綱第8条第2項
様式第4号	交付申請書	規則第3条第1項
様式第5号	補助金交付決定通知書	規則第6条第1項
様式第6号	補助金実績報告書	規則第12条
様式第7号	補助金確定通知書	規則第13条
様式第8号	補助金交付請求書	規則第15条第3項
様式第9号	補助金変更交付申請書	規則第3条第4項 規則第5条第1項
様式第10号	補助金変更交付決定通知書	規則第6条第3項
参考様式1	事業計画書	
参考様式2	業務日誌	